防災行政無線デジタル同報系整備工事
発注仕様書

平成２７年８月

魚津市

目次

第１章　総　　則 ..... － 2 －
　第１節　通則事項 ..... － 2 －
　第２節　一般事項 ..... － 3 －
　第３節　共通事項 ..... － 4 －
第２章　システム仕様 ..... － 6 －
　第１節　設計概要 ..... － 6 －
　第２節　設備機能 ..... － 6 －
第３章　機器仕様 ..... － 7 －
　第１節　屋外拡声子局設備 ..... － 7 －
　第２節　無線機械室設備 ..... － 8 －
第４章　工事仕様 ..... － 11 －
　第１節　適用範囲 ..... － 11 －
　第２節　一般事項 ..... － 11 －
　第３節　安　　全 ..... － 12 －
　第４節　機器の設置工事 ..... － 12 －
　第５節　工事材料 ..... － 13 －
　第６節　配線工事 ..... － 13 －
　第７節　工事写真 ..... － 13 －
　第８節　提出書類 ..... － 14 －
　第９節　調査、調整、試験 ..... － 14 －

第１章　　総　　則

第１節　通則事項

1. 名　　称

本仕様書に基づく工事の名称は、「魚津市防災行政無線デジタル同報系整備工事」（以下「本工事」という。）と呼称する。

2. 適　　用

本仕様書は、魚津市（以下「甲」という。）がその行政地域一円に設置する本工事に関する事項について適用する。

3. 目　　的

本設備は、甲がその行政地域内において災害時の通信連絡を確保し、災害情報伝達を迅速かつ的確に行い、地域における防災、応急救援、災害復旧に関する業務を遂行し、もって地域住民の生命、財産の安全を確保するため防災行政無線通信施設の整備を行い、平常時の広報活動並びに防災行政連絡等に使用し、民生の安定、行政の更なる向上を図る事を目的として設置するものである。

4. 契約の範囲

本工事の請負者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき必要な該当装置の設計、製作、運搬、据付、調整試験、その他必要な工事を行うと共に、本工事の完成に必要な官公庁等への諸手続、検収に至るまでの一切を含むものとする。

5. 除外事項

次の事項については契約範囲の除外事項とする。

（1）　屋外拡声子局等用空中線柱設置のための用地確保に関する事項は甲の責任で行い、必要あれば乙はこれに立ち会うものとする。

（2）　電波伝搬通路上の立木や空中線用のケーブル展張の妨げとなる立木等の伐採に関する交渉は甲にて行い、作業は乙において行うものとする。

6. 承　　諾

乙は本工事施工にあたり、事前に承諾図及び施工図等必要な書類を提出し、甲の承諾を受けなければならない。

7. 搬入及び据付場所

甲が指定する場所とする。

8. 工事期間

現場説明書または工事に関する説明書に記載された期間とする。

第２節　一般事項

1. 提出書類

乙は、次の書類について甲の指定する部数を提出し、承諾を得なければならない。

（1）工程表	必要部数
（2）承認図	必要部数
（3）完成図書	必要部数
（4）その他、甲が必要とする資料	必要部数

2. 疑　　義

本仕様書に記載された内容及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

なお、仕様書に示されていない事項についても、これが当然必要と認められる事項については乙の責任において処理するものとする。

3. 特許等に関する事項

本仕様書で規定する機器の製造並びに使用に関する特許または実用新案についての一切の責任は乙にあるものとする。

4. 保　　証

本工事終了日（契約書に記載された期間）から起算して 1 ヶ年以内に発生した故障で、天変、地変等の不可抗力と認められるもの、並びに甲の取扱上の過失と認められるもの以外の故障及び施工不良と認められる事故については、乙は速やかに無償修理するか、または代品を納入するものとする。

なお、上記の期間を過ぎたものであっても乙の責任において特に重大な故障が発生した場合、甲乙協議のうえ乙に無償修理を行わせることがある。

ただし、甲の責任に帰すべく理由により、発生した障害については、この限りでない。

5. 保　　守

本工事の重要性を認識して、事故が発生した場合乙は速やかに事故対応措置を成し得るものであること。

乙は保証期間終了前に保守点検を実施し甲に報告するものとし、保証期間終了後は保守点検について甲乙協議のうえ決定するものとする。

6. 検査及び検収

（１）搬入検査

材料及び機器類の搬入時に実施する。

（２）中間検査

機器製作工程または機器の出荷時に、必要により実施する。

（３）完成検査

工事完成後、甲の指定する日に実施する。

7. 安全管理

乙は本工事の施工にあたり「労働安全衛生法」その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めるものとする。

8. その他

(1)　本仕様書に明記の無い事項でも、無線局の運用上、機能上当然具備しなければならない事項ついては、これを充足するものとする。

(2)　乙は工事の一部を下請会社に代行させようとする場合は、予め甲の承認を得るものとする。但し、甲は工事施工に著しく不適当と認めた場合は、乙に対して下請会社の変更を求めることができるものとする。

(3)　作業においては、設備の稼働状況を十分に把握し、設備の運用に支障をきたすことのないように監督職員と協議すること。また、システムの停止についても監督職員と協議して行うこと。

第３節　共通事項

1. 設計基準

(1)　本工事に使用する機器、機材等は、自社製品または乙の責任において品質管理のできる製造業者のもとで製作される信頼性の高いものを使用するものとする。

(2)　本工事施工にあたり、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法規等に従わなければならない。

ア．法　規　等

（ア）電波法及び同法関係規則
（イ）電気設備技術基準
（ウ）有線電気通信法及び同法関係規則
（エ）電気通信事業法及び同法関係規則
（オ）建築基準法及び同法関係規則
（カ）その他関係法令

イ．規　　格

（ア）日本工業規格（JIS）
（イ）日本電機規格調査会標準規格（JEC）
（ウ）日本技術標準規格（JES）
（エ）日本電気工業会基準（JEM）
（オ）日本電子機械工業会規格（EIAJ）
（カ）日本電信電話株式会社規格（DDS）
（キ）日本電線工業会規格（JCS）
（ク）日本蓄電池工業会規格（SEA）

(3)　前項のほか、総務省より示された「防災行政無線局の免許方針」及び「防災行政用無線局の事務処理要領」に基づくものでなければならない。また、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定に基づくものとする。

2. 環境条件

本設備に使用する機器装置、その他はすべて下記の条件に適合し、異常なく動作するものであること。

(1) 周囲温度

屋内機器　　0℃～+40℃　（OA 機器は+5℃～+35℃）
屋外機器　　−10℃～+50℃

(2) 湿　　度

+35℃における相対湿度 90％で異常なく動作すること。

(3) 耐風速（屋外）

瞬間最大風速 60m/sec に耐えること。
空中線柱においては新建築基準法の指定によるものとする。

(4) その他の事項

屋外装置については風雨、塩害等の原因による錆、腐蝕を十分考慮し、防錆、耐蝕の処置を施すなど、それぞれの設置場所における環境下で異常なく機能するものであること。
また、既設設備を利用する場合は必要に応じて防錆、耐蝕の処置を行うものとする。

3. 電気的条件

(1)　電源電圧は±10％の変動範囲でも正常に動作し、特に必要とする機器については安定化電源を使用すること。

(2)　電気回路には過電圧に対する保護装置または保護回路を設けること。

4. 構造的条件

(1)　各機器装置は操作性及び美観と人間工学上の合理性を考慮し、且つ堅牢にして長期間の使用に耐える構造であること。

(2)　保守点検が容易にできる構造であり、修理または部品の交換等の際、人体に危険を及ぼさないよう製作、配置されていること。

(3)　締付け部品で緩み易い箇所、必要な箇所には緩み防止のロックを行うこと。

5. 使用部材の条件

各装置、機器に使用する部品、材料はすべて良品、新品を使用し、日本工業規格同等若しくは同等以上の性能を有するものであること。

6. 銘板表示等

(1) 各装置には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社を銘板にて表示すること。

(2) 各装置の入・出力端子、調整箇所及び部品等には、図面と対照して容易に判別出来る標識を表示すること。

(3) 特に取扱上注意を要する箇所については、その旨を朱色等の警戒色にて表示すること。

(4) その他、甲が指定するものについては、甲の指示により表示するものとする。

第２章　　システム仕様

第１節　設計概要

1. 同報無線の概要

(1) 回線、信号、方式
　ア.　本仕様書による機器はデジタル波無線による同報無線設備とする
　イ.　操作卓（パナソニック社製）から送信される、緊急一斉、一斉、個別、グループ通報が受信可能なものとする。
　ウ.　市役所庁舎に設置のスピーカから放送可能なものとする。

(2) 設　　備
　ア. 屋外拡声子局設備
　　（ア）管内の主要箇所に屋外拡声装置を設置し、拡声放送を行う。
　　（イ）屋外拡声装置には外部接続箱を付属し、自局の拡声装置を利用した拡声放送が行えるものとする。
　　（ウ）屋外拡声装置には電源ラインからの誘雷対策として自復型遮断器及び高速避雷ユニットを内蔵した電源接続箱を使用する。

第２節　設備機能

1. 屋外拡声子局設備

(1) 屋外拡声装置は省電力であること。
(2) 被選択呼出しの機能は、親局からの緊急一斉、一斉、群、個別、時差、強制音量に区分され、それぞれに応動できる機能を有すること。
(3) 群の設定は別の群（グループ）とも重複設定できること。
(4) 出力増幅部の出力は手動での調整可能とするが、緊急一斉または強制音量の信号を受信した場合は調整ボリュームの設定値に拘らず最大音量となること。また、通報終了後は自動で設定音量に戻ること。
(5) 自局の出力増幅部を使用しての自局通報が出来るものとする。
　本体パネル及び外部接続箱からマイク、上り／下りチャイム、任意サイレンを使用した自局通報が可能なものとする。
(6) 機器の収容筐体は防滴構造とし、施錠できること。
(7) 常時は商用電源で動作するが、停電時には浮動充電された蓄電池により、通報 5、休止 55 割合で 48 以上の運用ができるものとする。なお、蓄電池の過放電防止回路を有すること。
(8) AC100V の受電は電源接続箱（自復型遮断機、避雷ユニット内蔵）を介して行うものとする。
　電源系からの誘雷等による障害時に、他の機能に影響が波及しないよう電源接続箱として単独での設置とする。

第３章　　機器仕様

第１節　屋外拡声子局設備

1. 屋外拡声装置

底面に自局通報用のマイクコネクタ、開始／終了チャイム用スイッチ、サイレン起動用スイッチを設けるものとする。拡声出力 240W 局においては、筐体、電源部、出力増幅部を 2 式使用とする。

(1) 筐　体　　ステンレス製（遮熱板・施錠付き）

(2) 送受信部

電波型式	D7W
周波数	54MHz～70MHz 内の指定の 1 波 （総合通信局の指定による）
高周波インピーダンス	50Ω不平衡
基準感度	+9dBμV 以下（BER:1×10^{-2}、フェージング無）

(3) 被選択呼出部

親局からの呼出に応動、各部の制御をすること

(4) 電源部

入力電圧	AC100V±10%（50/60Hz）
出力電圧	DC12V 以上
充電方式	浮動充電方式
蓄電池	密閉型鉛蓄電池
停電補償	48 時間以上（5 分放送、55 分休止にて）

(5) 出力増幅部

定格出力	120W 以上
出力調整	親局設備からの遠隔制御が可能なこと
周波数特性	300Hz～3kHz にて±3dB 以内
歪　　率	5%以下（定格出力時）
S/N	50dB 以上（定格出力時）
適合出力インピーダンス	83Ω（100V ライン）

(6) 信号制御部

親局からの制御に応動しアンサーバックの送出監視信号の制御をすること

2. トランペットスピーカ

(1) レフレックスホーン型

型　　式	レフレックスホーン型
定格出力	30W, 50W
出力音圧レベル	1m/1W 入力にて 106dB 以上
再生周波数	250～6000Hz
適合規格	JIS C 5504 または同等以上
標準口径	510mm

(2) ストレートホーン型

型　　式	ストレートホーン型
定格出力	30W, 50W
出力音圧レベル	1m/1W 入力にて 110dB 以上
再生周波数	180～6500Hz
適合規格	JIS C 5504 または同等以上
標準口径	510mm

3. 空中線

周波数	54MHz～70MHz 内の指定の 1 波 （総合通信局の指定による）

型　式	3素子八木型
利　　得	8.15dBi
インピーダンス	50Ω不平衡
定在波比	1.5以下

4. 外部接続箱

筐　　体	ステンレス製（施錠付き）
機　　能	自局出力増幅部を使用したハンドマイクによる拡声通報（上り/下り4音チャイム、任意サイレン付き）

5. 電源接続箱

(1) 自復型遮断器

構　　造	モーターオペレーションによる自復型遮断器
動　　作	ブレーカのトリップによる自動再投入、再トリップによる永久遮断
瞬時判定異常	自動投入後の瞬時判定時間（約3秒）内の再トリップ
間欠判定異常	間欠判定時間内の3回以上のトリップ
表　　示	ブレーカ復帰回数のLED表示（3桁）

(2) 高速避雷ユニット

定格電流	AC100V　15A
電圧降下/損失	0.5V以下/7.5VA以下
残留サージエネルギー	4mJ以下（8/20μsec 2kAｲﾝﾊﾟﾙｽにて）
サージ減衰量	-46dB以下（8/20μsec 2kAｲﾝﾊﾟﾙｽにて）
サージ耐量	10kVA（8/20μsec 2kAｲﾝﾊﾟﾙｽにて）

6. 同軸避雷器

挿入損失	0.5dB以下
インピーダンス	50Ω（不平衡）
接　　続	N型コネクタ

第2節　無線機械室設備

1. 空調機器設備

棟屋2階無線室内防災機器保護のため、空調設備を設置する。なお停電後、復帰機能が可能な空調設備とする。

規　格

電　　源：3φ3W200V30A
冷房能力：10kW以上*冷房専用
設置条件：壁掛け
停電復帰：可能

2. 建築工事

ア．市役所階段が開放されていることから、階段からの熱を遮断するための間仕切りを設置する。
イ．既設テスリの撤去を行い、内窓設置にて、窓を2重化とする。
ウ．既設ブラインドを一箇所撤去し、新規ブラインドを２箇所設置する。

(3) 電気工事

ア．空調設備設置のため、動力線の配線をする。
規　格

電線：CV14mm2 以上

棟屋 2 階に間仕切りを設置することから、火災報知器の設置をする。

規　格

種別：煙感知器、

電源：DC24V

使用機器一覧表

(1) 屋外子局設備

No.	機　　器　　名	規　　格	数量	備　　考
1	屋外拡声装置	拡声出力 120W	13	ステンレス筐体、遮熱板付、受信部・被選択呼出部・出力増幅部・電源部・蓄電池を含む
2	屋外拡声装置 増幅装置	拡声出力 120W	2	ステンレス筐体、遮熱板付、電源部・蓄電池を含む
3	トランペットスピーカ	レフレックス 30W ストレート　30W レフレックス 50W ストレート　50W	10 34 7 12	
4	空中線	3 素子八木型	13	
5	外部接続箱	自局通報用	13	アンサーバック無し
6	電源接続箱	自復型遮断器	13	高速避雷ユニット付き
7	同軸避雷器		13	
8	市役所拡声用アンプ	120W	3	
9	空調設備	3φ3W200V30A	1	
10	パーテーション	扉含む	1	
11	ブラインド		1	

第４章　　工事仕様

第１節　適用範囲

この仕様書は、魚津市防災行政無線デジタル同報系整備工事（以下、「工事」という。）に関する事項について適用する。

第２節　一般事項

1. 工事施工の原則

工事は、単体各機器をこの仕様書及び関連の諸規定並びに基準の定めるところに基づき、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮できるよう、十分な経験を有する専門技術者により施行するものとする。

2. 一般規定

(1) 本工事の施工にあたっては、乙は事前に甲と綿密な連絡をとり、甲の指示に従うものとする。

(2) 施工にあたり、乙は現場代理人並びに主任技術者を定め甲の承諾を得るものとする。 現場代理人は危険防止、火災予防、盗難防止等に留意するとともに、工事の進捗状況及び予定について逐次甲に報告するものとする。

主任技術者は、機器に関すること、免許申請に関すること等を主に行い、現場から要請あれば直ちに現場にて指導出来る事。また、本工事に専念すること。

(3) 工事に係る材料の梱包、輸送は乙が行い、これに伴う事故はすべて乙の責にあるものとする。

(4) 施工に当っては、建造物その他に損傷を与えないよう留意すること。もし損傷を与えた場合は、乙は速やかに甲に報告すると同時に速やかに復旧させること。

（工事完了後は一切の仮設物及び機材を撤去し、清掃を行わなければならない。

3. 施工計画

乙は、予め機器配置図、施工図及び監督職員から特に指示された資料を提出し、承諾を得なければならない。

4. 施工管理

(1) 工事施工に必要な関係官庁等に対する諸手続きは、速やかに行うものとする。
また、関係官庁等と交渉を要する場合、または交渉を受けたときは、遅滞無くその旨を監督職員に申し出なければならない。

(2) 休日、夜間等の勤務時間外に作業を必要とする場合は、予め監督職員に承諾を得て行うものとする。

(3) 工事施工中監督職員と行った、主要な協議事項等は、議事録に押印または署名し、相互に確認するとともに保存しておくものとする。

5. 工事の現場管理

(1) 工事施工にあたっては確実な工法、安全、工期内完成等を考慮して常に現場管理を行うものとする。

(2) 指定または指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。施工上必要ある場合は、予め承諾を求めるものとする。

(3) 改修、増設など、既に運用中の設備に関係する工事の場合、監督職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくなるものとする。

(4) 施工が完了したときは、跡かたづけ、清掃等を完全に実施しなければならない。特に工事のため借用した土地等は、契約に基づき整備し、返還するものとする。

6. 工事内容の変更

(1) 甲による変更は、変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。

(2) 乙の都合による変更は、予めその内容及び理由を明らかにし、監督職員に申し出るもの

とし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様と認めたときに限り承諾するものとし、原則として、請負金額は増額しないものとする。
(3) 仕様書に指定され、または指示された内容が施工困難な場合は、その理由、変更内容を申し出て、協議するものとする。変更部分の金額については（1）に準ずる。

７．その他の事項

仕様書等、その他指示された事項等に疑義を生じた場合は、6（3）項に準ずる。

第３節　安　　全

1. 基本事項

工事施工にあたっては、「労働安全衛生法」等関係法令等を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じなければならない。

2. 安全体制

(1) 安全確保のため、総括安全責任者及び作業現場ごとの安全責任者を設け、連絡会議などを行い、緊急時の措置等安全体制（組織）を確立しなければならない。
(2) 総括安全責任者は、安全のための守則、方法等具体的な対策を定め、これを推進するものとする。
(3) 総括安全責任者は、安全責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見易い場所に掲示しておくものとする。

3. 安全教育

安全責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

4. 安全施設

乙は、作業の種類、現状の状況に適合した安全施設を設けるとともに、常に点検し必要に応じ補修を行わなければならない。

5. 安全管理

(1) 工事用機械は、日常点検、定期点検等を着実に行い、仮設設備は、材料、構造等を十分点検し、事故防止に努めること。
(2) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずること。
(3) 火気の取扱、使用場所等に注意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
(4) 工事場所の状況に応じ交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛込み防止に努めること。また、掘削作業から埋め戻しまでの間、安全柵、パイロン等で廻りを囲み、転落防止に努めること。
(5) 電気・ガス・水道等の施設に近接し工事を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打合せを行い、必要によりその立会を求め、その指導を得て行うこと。
(6) 作業員の保健・衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓を図るなど作業環境の整備に努めること。

6. 緊急時の措置

(1) 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善をつくすとともに、速やかに監督職員に報告すること。
(2) 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

第４節　機器の設置工事

1. 機器の事前点検

設置する機器は、輸送中の損傷のないことを確認しなければならない。

2. 施工技術者

設置工事の施工は、専門技術者により確実に行うものとする。

3. 設備の据付

(1) 各機器は承諾を得た配置図に基づき、操作・点検・保守等を考慮し、強固にかつ体裁良く据付けるものとする。
(2) 空中線柱の上部の組立は材料に損傷を与えないよう確実に行うものとする。
(3) 空中線は工事施工図に示す高さに指向方向に注意し、風圧に耐えるよう強固に取り付けるものとする。
(4) 屋外拡声子局設備は標準として空中線柱に取り付けるものとする。

(4) 空中線、スピーカ等は、第 4 節 1 項に準じて施工するものとする。
(5) スピーカは、電波に影響を与えない位置に、強固に取り付けるものとする。

第 5 節　工事材料

1. 機器取付金具

(1) 取付金具は防食・強度を考慮した堅牢なものとする。
(2) 取付金具を構成する材料は、JIS 規格品またはこれに準ずるものとする。
(3) ケーブル及びケーブル保護パイプ取付用のステンレスバンドは、SUS304 以上の防錆効果があるものとする。

第 6 節　配線工事

1. ケーブル配線

ケーブルは外被に損傷を与えないよう十分取扱に注意し、各法令・基準等に基づき確実に行うものとする。

(1) ケーブルの曲率半径は使用ケーブルの許容率以上にとり、ケーブルに無理を与えないようにすること。
(2) ケーブルの取付は、十分な強度で支持するものとする。
(3) ケーブルの接続は、接続部に張力のかからないよう適度の弛みを持たせ防水に注意し行うものとする。
(4) ケーブルの埋設の深さは、埋設場所の位置により夫々の基準による。
(5) ケーブルの埋設路は流水の通路になるような地形は避け、また傾斜地はケーブルの滑り止めをし、盛土が流出しないよう処置すること。

2. 電力線配線

電力線の引き込み、配線等は、各法令・基準等により確実に行うこと。

3. 屋内配線

電線・ケーブル等の屋内配線は、ダクト・電線管・その他の器具で保護するものとする。

4. 端末処理

電線・ケーブルの端末処理は適切な端末処理材を用い、防水・絶縁抵抗の低下などに注意し確実に行うものとする。

第 7 節　工事写真

1. 撮影箇所

工事後形状が変わり、または内容が隠蔽される箇所（名称・寸法等が確認できること）及び工事完成写真を撮影し、工事の種類ごとに整理し、監督職員に提出するものとする。

2. 完成写真

工事完成後、本仕様書に定めた各設備の竣工写真。

3. その他

甲の指示に従い実施すること。

第 8 節　提出書類

1. 図　　書

(1) 乙は、契約後速やかに次の図書を甲に提出し、承諾を受けるものとする。

ア．工程表

イ．承諾図

ウ．その他必要書類

(2) 乙は、工事の施工に必要な関係官庁への申請書または届け出図書を速やかに作成するものとする。

(3) その他甲が必要と認める書類。

(4) 完成図書

乙は竣工検査合格後速やかに、次の図書を一括ファイルし、完成図書として甲に提出するものとする。

ア．承諾を求めた全ての図書

イ．検査成績書

ウ．取扱説明書

エ．写真（別ファイルとする）

第 9 節　調査、調整、試験

1. 事前調査、試験

(1) 屋外拡声子局設備の設置については、甲と位置を確認する。

2. スピーカの方向、音量調整

(1) 各屋外拡声子局設備より最適な音響が得られるように、スピーカの方向、音量調整を監督職員の指示により実施すること。

(2) 運用開始後、再調整の必要が生じた時は、緊急を要しないものについては甲で状況をまとめておいて、再調整を実施させるものとする。

3. 総合調整

(1) 工事が終了したら総合的な調整・試験を行い、設備の機能を確認しなければならない。

(2) 各装置は設置完了後、十分な試験を行い、調整結果に基づき現地データを作成の上、提出すること。

(3) 他の無線局との間に混信その他の障害が発生した場合、乙は速やかに甲に報告すること。